

袖ヶ浦市違反広告物除却活動推進団体要綱

平成18年3月17日 制定

平成21年6月29日 一部改正

平成21年12月9日 一部改正

平成22年1月27日 一部改正

平成22年4月 1日 一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年千葉県条例第1号）に基づき、市が処理することとされた屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項の規定による違反広告物の除却について、市民と行政が協働して行うことについて必要な事項を定めることにより、良好な景観の形成と風致の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上等 市内における公衆の用に供する道路及び公園並びにこれらに付属するものをいう。
- (2) 違反広告物 法第7条第4項に規定するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等であって、千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号。以下「県条例」という。）に違反して路上等に表示され、又は設置されたものをいう。
- (3) 除却活動 法第7条第4項の規定に基づき、路上等における違反広告物を除去することをいう。
- (4) 市民団体 市内に在住又は在勤等する除却活動の趣旨に賛同する20歳以上の者をその構成員とした2名以上の組織をいう。

(推進団体の認定等)

第3条 市長は、除却活動を適正かつ自主的に行うことができると認める市民団体を違反広告物除却活動推進団体（以下「推進団体」という。）として認定することができる。

2 市長は、推進団体に除却活動を行う事務を委任する。

- 3 第1項の規定により認定を受けようとする市民団体は、違反広告物除却活動推進団体認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、推進団体を認定したときは、違反広告物除却活動推進団体認定書（様式第2号）により推進団体の代表者に通知する。
- 5 推進団体の認定期間は、2年以内とする。ただし、更新を妨げない。
- 6 前項の規定により、推進団体の認定期間を更新しようとするときは、認定期間満了の日までに申請書を市長に提出するものとする。
- 7 第3項及び第4項の規定は、認定の更新について準用する。
- 8 市は、予算の範囲内で腕章及び除却活動に必要な用具を推進団体に貸与する。

（推進員）

第4条 市長は、推進団体の構成員のうち第7条に規定する講習会を受講した者（以下「推進員」という。）に対して、除却活動推進員証明書（様式第3号）を交付する。

- 2 推進員は、無報酬のボランティアとする。

（推進団体の活動）

第5条 推進団体は、当該団体に所属する推進員に、除却活動をさせることができる。

- 2 推進団体は、法、県条例及び同施行規則のほか、次に掲げる事項を遵守して除却活動を行わなければならない。
 - (1) 除却活動を行うときは、あらかじめ都市建設部都市整備課に活動を行う旨を連絡すること。
 - (2) 除却活動を行うときは2人以上で行うこと。
 - (3) 推進員以外の者を除却活動に参加させないこと。
 - (4) 推進員は、除却活動推進員証明書を携帯し、腕章を着用すること。
 - (5) 除却した違反広告物を一時的に保管できる場所をあらかじめ確保すること。
 - (6) 特定の個人又は団体に対して表示内容等による恣意的な活動をしないこと。
 - (7) 除却の対象として不明確な広告物があるときは、除却を行わずに都市建設部都市整備課に連絡すること。
 - (8) その他除却活動に当たりトラブルが生じ、又は生じる恐れがあると認め

られた場合は、速やかに都市建設部都市整備課に連絡すること。

- 3 推進団体は、除却活動終了後、速やかに除却活動報告書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

（除却物件の廃棄等）

第 6 条 市は、推進団体が除却した違反広告物を回収し、廃棄する。

- 2 推進団体は、市が回収するまでの間除却した物件を一時的に保管し、保管場所、その他市が回収するために必要な事項を報告する。

（講習会）

第 7 条 市長は、推進員が除却活動に関し、必要な知識の習得が図れるように、次の各号に掲げる事項について講習会を開催する。

- (1) 法、県条例に関すること。
- (2) 違反広告物に関すること。
- (3) その他除却活動に関すること。

- 2 講習会の開催は 1 年度に 1 回とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、講習会を随時開催することができる。

（推進団体の認定の取り消し）

第 8 条 市長は推進団体が次の各号のいずれかに該当するときは、推進団体の認定を取り消すことができる。

- (1) 推進団体から団体を解散する旨が提出されたとき。
- (2) 推進団体としてふさわしくない行為があったと認められたとき。
- (3) 推進団体としての要件を欠いたとき。
- (4) 推進団体の認定期間が満了したにもかかわらず、更新の申請がなされなかったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が推進団体として不相当と認められるとき。

- 2 推進団体は、前項の規定により認定を取り消されたときは、推進員に交付された除却活動推進員証明書及び第 3 条第 8 項の規定により貸与された腕章及び用具を市長に返却しなければならない。

（事故の処理）

第 9 条 市長は、推進団体を市長が指定するボランティア活動保険に加入させるものとする。ただし、加入に要する費用については、市がこれを負担する

ものとする。

- 2 推進団体は、活動中に事故が発生したときは、直ちに市長に連絡し、その後速やかに事故報告書を提出するものとする。

(市長の責務)

第10条 市長は、推進団体に対し、必要な技術的助言を行うものとする。

- 2 市長は、推進団体の円滑な活動のために、関係機関との調整等を行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

違反広告物除却活動推進団体認定申請書（新規・継続）

受付番号

年 月 日

袖ヶ浦市長

様

（申請者）

団体名

代表者氏名

印

代表者住所

電話番号

袖ヶ浦市違反広告物除却活動推進団体要綱第3条第3項の規定により、下記のとおり違反広告物除却活動推進団体として認定を受けたいので申請します。

記

1. 主な除却活動場所

2. 団体の構成員の人数 人

3. 除却活動予定

月 回

週 回

4. 除却予定の違反広告物（にチェックを入れて下さい）

はり紙 はり札 立て看板

5. 添付書類

(1) 団体の構成員の名簿

※申請上の注意

(1) 申請窓口は、都市建設部都市整備課です。

(2) 違反広告物除却活動推進団体として認定されるためには、構成員が2名以上必要です。

様

袖ヶ浦市長

印

違反広告物除却活動推進団体認定書

年 月 日付けで申請のありました貴団体を、袖ヶ浦市違反広告物除却活動推進団体要綱第3条第4項の規定により、下記のとおり違反広告物除却活動推進団体として認定します。

記

1. 団 体 名
2. 除却活動認定期間 年 月 日から 年 月 日まで
3. 主な除却活動場所

様式第3号（第4条関係）

No. _____	
除却活動推進員証明書	
氏名	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;">写真</div>
生年月日	
上の者は、袖ヶ浦市違反広告物除却活動推進団体要 綱に基づき袖ヶ浦市内の違反広告物を除却すること を委任した団体の構成員であることを証明する。	
年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日 発行	
袖ヶ浦市長	印

<p>(裏面)</p> <p>推進員の遵守事項</p> <p>(1) 除却活動推進員証明書を携帯し、原則として腕章を着用すること</p> <p>(2) 除却活動を行うときは、原則として2人以上で行うこと</p> <p>(3) 日没後の除却活動は原則として行わないこと</p> <p>(4) 広告物が除却対象であるかどうかについて疑義が生じた場合は、独自の判断は行わず、市の指示を受けること</p> <p>(5) 関係法令及び市の指示に従うこと</p> <p>《連絡先》 都市建設部都市整備課 0438-62-2111 内線 404</p>

様式第4号（第5条関係）

除却活動報告書

年 月 日

袖ヶ浦市長

様

団 体 名

代表者氏名

印

住 所

電 話 番 号

袖ヶ浦市違反広告物除却活動推進団体要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり違反広告物を除却したので報告します。

記

除却した日時	年 月 日 時 分～ 時 分
除却活動場所	
作業者数	
一時保管場所	
除却枚数	<ul style="list-style-type: none"> ・ はり紙 ・ はり札 ・ 立看板 ・ その他
	合 計 枚